

**厚木市地域福祉計画（第5期）（案）に対する  
パブリックコメントの実施結果について**

**1 意見募集期間**

令和2年11月24日（火曜日）から令和2年12月25日（金曜日）まで

**2 意見の件数等**

- (1) 意見をいただいた人数 5人  
 (2) 意見の件数 6件

**3 意見の反映状況**

No	反映区分	件数 (件)
1	条例・計画等に反映させたもの	1
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	5
3	今後の取組において参考にするもの	0
4	条例・計画等に反映できないもの	0
5	その他（感想・質問）	0
	合計	6

**4 意見と市の考え方**

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
1	人付き合いや近所付き合いが苦手な人は、地域に居場所や通いの場があっても、参加しづらいと思う。そういう人が人とのつながりを感じられるように促す方法があると良い。	社会的に孤立してしまわないよう、地域住民同士の顔の見える関係を築き、そこから、つながりや支え合いに発展することを目指し、基本理念を「見守り、つながり、支え合い、一人一人が尊重される地域づくり」としています。 このため、日頃からの声掛けやゆるやかな見守り、気軽に立ち寄れる憩いの場を展開することとしています。 【P44 第3章基本理念】 【P50～55 第4章施策の方向1～3】 【P74～103 第6章地区別計画】	2

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
2	<p>住民同士のつながりが薄れ、感染症の影響でより一層その傾向に拍車がかかっている。オンラインの普及により新たなつながりもできているが、地域ではこれまでの活動以外の活動の工夫が必要と思われる。つながりを広げる新たな具体的な取組に対する支援が必要と思います。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症は、人々の暮らしに大きな影響を及ぼしましたが、人と人とのつながりの大切さを再認識することができました。</p> <p>つながりを広げるための新たな取組として参考となる事例につきましては、地域においても市民の皆様を活用いただけるよう情報提供することとしています。</p> <p>【P48「新しい生活様式」とは?】 【P50～55 第4章施策の方向1～3】 【P74～103 第6章地区別計画】</p>	2
3	<p>未婚率の上昇や配偶者の死亡により、これから単身者が更に増えると思います。特に、ひきこもりの人や近所付き合いが疎遠な人は、助けてもらいたくても、どこに相談したらいいか分からない。困ったときの相談先などをしっかりと届けることが大事ではないか。</p>	<p>地域社会で孤立しないよう地域住民によるゆるやかな見守り活動を充実するとともに、困ったときに速やかに連絡できる相談窓口を周知することとしています。</p> <p>【P51 第4章施策の方向1主な取組1】</p>	2
4	<p>再犯防止推進計画を包含させているが、地域の人に何ができるか分かりづらい。</p> <p>例えば、厚木市が市民協働で取り組んでいるセーフコミュニティ活動と連携して再犯防止を推進し、犯罪のない安心安全なまちを目指すことを位置付けたらどうか。</p>	<p>本市では、事故やけがの予防、体感治安不安感の改善などに向けたセーフコミュニティ活動を行っています。</p> <p>『第4章「施策の方向6 主な取組3 関係機関と連携した再犯防止対策への取組」』に「体感治安不安感の改善に向けた市民協働によるセーフコミュニティ活動の実施」を追記し、再犯だけでなく、犯罪のない安心・安全なまちを目指します。</p> <p>【P63 第4章施策の方向6主な取組3】</p>	1

No	意見の概要	市の考え方 【本計画の該当ページ等】	反映 区分
5	<p>施策の方向7「包括的な相談支援体制の充実」において、複雑・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の構築とあるが、令和2年の社会福祉法改正（市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定）に基づき、市として具体的な取組や体制構築をお願いしたい。</p>	<p>令和3年4月から施行される改正社会福祉法の趣旨にのっとり、相談者の属性や世代、相談内容などにかかわらず包括的な相談を受け止めることができるよう、医療・介護・福祉の連携を図りながら、包括的な相談支援体制の構築に努めていくこととしています。</p> <p>【P65 第4章施策の方向7主な取組1】</p>	2
6	<p>今後ますますニーズが複雑・多様化することが見込まれる中、地域福祉についても、医療・介護・福祉のみならず、他分野との協働が必要と見えます。</p> <p>協働ができる方達とのつながりを市としても進めてもらいたいと思います。</p>		

## 5 お問い合わせ先

- (1) 担当課名                      福祉部福祉総務課  
(2) 連絡先                         046-225-2200（直通）

## 6 結果公開日

令和3年 月      日 公開